



暴風雪時の車の運転は十分に気をつけてください！

3月を迎えましたが、気象状況によっては大雪・暴風雪や吹きだまり等により、車の運転が困難になる可能性があります。1月17日には町民の方が命を落とすという大変残念な事故も発生しました。

暴風雪時は車の運転を控えることはもちろんですが、やむを得ず運転しなければならない場合は、普段から次のことを心がけましょう。

出発前の備え



車が立ち往生してしまった場合



■天気予報や道路情報を確認しましょう

道路交通センター（☎ 050 - 3369 - 6666 または携帯短縮ダイヤル・☎ # 8011）

■携帯電話・スマートフォンの充電をしておきましょう

長時間の立ち往生対策としてモバイルバッテリーや車のシガーソケット電源を利用するUSB充電器の準備も有効です。

■防寒着、長靴、手袋、スコップ、^{けんいん}牽引ロープを用意しましょう

■十分に車両の燃料があることを確認しましょう

大雪や吹きだまり等で車が立ち往生した場合は、道路緊急ダイヤルやJAF等のロードサービス、近くの人家等に救助を依頼してください。

○緊急道路ダイヤル ☎ # 9910

○JAF ロードサービス（有料） ☎ # 8139

救助依頼先の電話が繋がらない場合は、消防（☎ 119番）や警察（☎ 110番）に連絡してください。

救助依頼の連絡は、**必ず氏名、連絡先、立ち往生している場所を正確に伝えてください。**また、救助が駆け付けるまでの間は、車内で待機してください。車内を換気し一酸化酸素中毒に十分気を付け、車のマフラーが雪で詰まる場合は、エンジンを切るかマフラーの詰まりを解消してください。

3/15
まで

確定申告の受付をしています

平成30年分所得税の確定申告を行政区ごとに行っています。3月の申告会場等は右のとおりです。住民税申告も受け付けています。

■必要な書類

- ・源泉徴収票（コピー不可）
- ・印鑑（シャチハタ不可）
- ・マイナンバーカードまたは通知カードと運転免許証など身分証明書
- ・金融機関等の口座番号が分かるもの（本人名義）
- ・健康保険料や介護保険料の領収書、国民年金保険料支払証明書
- ・生命保険、地震保険料控除証明書など

■住民税申告について

確定申告の必要がない方であっても、国民健康保険に加入している方、公営住宅の申し込みや児童手当および各種手続きに所得課税証明書が必要となる方は、住民税の申告が必要です。

※確定申告に関する詳細は、広報とうべつ2月号p.8～p.9に掲載しています。

問
合せ

- ◆日程・必要書類等は
役場税務課税務係（☎ 23 - 2332）
- ◆所得税の内容等は
札幌北税務署（☎ 011 - 707 - 5111）

月日	行政区		会場
	9時～11時30分	13時～16時	
3/1	金 太美寿	太美北	西コミ
4	月 若葉・弥生		役場 大会議室
5	火 六軒町		
6	水 弁華別・茂平沢		
7	木 緑町・東町		
8	金 元町・下川町		
11	月 北栄町		
12	火 万代町・栄町		
13	水 西町		
14	木 錦町・美里		
15	金 幸町・旭町		

※上記日程でご都合が悪い方は、都合の良い日に申告することも可能です。（連絡不要）